未来を育てる最初の一歩

北陸銀行で、こどもNISAを始めよう。

お子さま1人につき

最大5,000円プレゼント

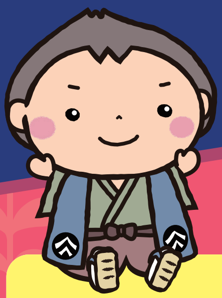

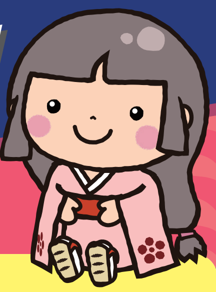

特典①

まずは口座の準備で
2,000円プレゼント

期間 2026年10/1㊍～12/30㊌

条件 ❶+❷
- ❶ こどもNISA口座開設申込書類のご提出
- ❷ お子さま名義の普通預金口座の残高（※）が30,000円以上
  （※）2026年12月30日23時59分時点

特典②

つみたてをスタートで
3,000円プレゼント

期間 2027年1/4㊊～3/31㊌

条件 ❸+❹
- ❸ 2027年3月31日までに、こどもNISA口座開設および積立投資信託を月額5,000円以上ご契約
- ❹ 2027年4月30日までに初回引き落とし＆2027年6月30日までに3回以上引き落とし

Check! 普通預金口座はお持ちですか？

こどもNISA口座開設にはお子さま名義の普通預金口座が必要です。
普通預金口座の開設は、北陸銀行ポータルアプリまたは店頭窓口にてお申し込みください。（※マイナンバーカードをご用意ください。）

アプリ
口座開設はアプリで便利

店頭
来店予約でスムーズにお手続き

NISA口座開設には日数を要する場合があります。余裕をもってお手続きください。

【キャンペーンに関する留意事項】

＜共通事項＞●対象となるお子さま：2027年1月1日時点で満18歳未満の日本にお住まいのお子さま。●こどもNISA口座の開設には、お子さま名義の普通預金口座が必要です。●お手続きにはマイナンバーカードをご用意ください。お持ちでない方は、交付にお時間がかかる場合がございます。その他のご本人確認書類については、当行までお問い合わせください。●プレゼントは、特典❶は2027年1月末ごろに、特典❷は2027年7月末ごろに、お子さまの普通預金口座に入金いたします。●プレゼントの入金時点でお子さまの普通預金口座を解約されている場合や、その他当行が不適切な取引と判断した場合は対象外となります。●お取引条件を満たされた場合、自動的にプレゼント対象となるため、キャンペーンのお申し込みは不要です。●プレゼントは課税対象となる場合があります。詳細は所轄税務署にご相談ください。

＜特典❶＞●期間中にこどもNISA口座開設申込書類を当行に提出され、2026年12月30日23時59分時点で、お子さま名義の普通預金口座の残高が30,000円以上の場合に対象となります。

＜特典❷＞●期間中にこどもNISA口座を開設および積立投資信託を月額5,000円以上ご契約いただき、2027年4月30日までに初回引き落とし、かつ2027年6月30日までに3回以上の引き落としが確認できた場合に対象となります。●こどもNISA口座開設は、お手続き日ではなく口座開設日基準で判定いたします。●こどもNISA口座の開設には税務署の承認を得る必要があり、承認には日数を要しますので、ご注意ください。●ほかの金融機関で既に開設されていたなどの理由により税務署の開設承認が得られなかった場合や、お申込内容やお手続きの誤りや不備等により、こどもNISA口座開設手続きが完了しなかった場合、プレゼントの入金時点でこどもNISA口座および投資信託口座を閉鎖（廃止）されている場合は対象外となります。

キャンペーンやこどもNISAについて、詳しくはホームページや店頭窓口までお問い合わせください。

※裏面の「投資信託に関する留意事項」「こどもNISA制度に関する留意事項」を必ずご確認ください。

ほくほくフィナンシャルグループ
Hokuhoku Financial Group

北陸銀行

こどもNISA 2027年1月スタート がはじまります！

お子さまの
教育資金・資産形成に！

こどもNISAとは

0～17歳の未成年の方を対象とした、2027年1月から開始予定の少額投資非課税制度です。つみたて投資枠の対象商品を、年間60万円・総額600万円まで非課税で運用できます。こどもNISAで投資した資産は、18歳になるとNISAのつみたて投資枠へ自動的に移行されるため、お子さまの将来を見据えた、長期的な資産形成に活用することができます。

	こどもNISA	つみたて投資枠	成長投資枠
非課税保有期間 （対象年齢）	17歳まで （0～17歳）	無期限 （18歳以上）	無期限 （18歳以上）
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額 （総額）	600万円 18歳以降は自動的に移行	つみたて・成長投資枠 計1,800万円 （うち成長投資枠上限額は 1,200万円まで）	
払い出し制限	原則18歳まで払い出し不可 12歳以降（※）は一定要件のもと払い出し可能	制限なし	制限なし
投資方法	積立のみ	積立のみ	一括・積立どちらも可
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した投資信託 （金融庁の基準を満たした投資信託に限定）	長期の積立・分散投資に適した投資信託 （金融庁の基準を満たした投資信託に限定）	上場株式・投資信託等

※12歳以上かつ、資金使途が本人の教育費・生活費であることを確認のうえ、こども本人の同意を示す書類を提出する等を条件として払い出し可能。

【投資信託に関する留意事項】

●投資信託は、預金ではなく預金保険制度の対象ではありません。●投資信託は預金商品ではなく、元本の保証はありません。投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することとなります。●投資信託は、ご購入時等に各種手数料がかかります（例：申込手数料（申込代金の最大3.30%（税込））＋信託報酬（純資産総額に対し最大年率2.09%（税込）程度）＋信託財産留保額（換金時の基準価額の最大0.3%））。また、各商品には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の目論見書（目論見書補完書面含む）をご確認ください。●当行が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度は適用されません。●当行は投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は、運用会社が行います。●投資信託をご購入の際は、店頭等にご用意している目論見書（目論見書補完書面含む）を必ずご覧いただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

【こどもNISA制度に関する留意事項】

●こどもNISA口座（以下、「口座」といいます）対象商品は公募株式投資信託のみです。上場株式、上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（REIT）等は対象外です。●口座は原則、特定口座としてご利用いただいている投資信託口座に追加して開設します。口座開設にはマイナンバーの告知が必要となります。●口座は同一年に限らず、おひとりさま1口座限りのご利用となり、金融機関変更はできません（口座を廃止して他の金融機関に新規開設することは可能です。口座廃止する場合、これまで受け取った利益・含み益に課税されます）。●口座の年間投資枠はつみたて投資枠の60万円のみで、成長投資枠の設定はありません。口座の非課税保有限度額（総枠）は600万円です。●口座をご利用になる年の3月31日時点で18歳である年の前年12月31日までは、こどもNISA預り及びこどもNISA預りの売却代金や分配金等には引き出し制限が課されます。引き出し制限のある間に引き出す場合や、国外への出国に際し、所定の書類をご提出いただけない場合は、口座は廃止され、過去に得た売却益や分配金等については引き出し時に課税されます。例外として非課税での引き出しが可能となるのは、（１）災害、疾病等のやむを得ない事由による引き出し（この場合、口座は廃止されます。）又は、（２）その年の3月31日において12歳である年以降に、口座名義人本人の教育費や生活費に充てる場合等の一定要件下での引き出し（この場合、口座は廃止されません。）等に限られます。●引き出しのお手続きは口座名義人の法定代理人が行う必要があります。引き出しを行った資金を口座名義人ご本人さま以外の者が費消等した場合には、事実関係に基づき、贈与税の課税上の問題等が生じることがあります。なお、お手続きの際は、引き出す資金の使途や口座名義人ご本人さまの同意等を確認させていただく場合があります。●同一銘柄でNISA利用の投資信託を一部解約する場合は、先に取得したものから解約（売却）になります。●解約により非課税保有額が減少する額は、簿価であり時価ではありません。また翌年の年間投資枠の上限額が増えることはありません。●口座に入金する資金は、口座名義人ご本人さまの資金に限られます。なお口座名義人ご本人さま以外の資金で運用が行われた場合は、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じることがあります。●1月1日において18歳の年を迎えると、口座は、成人後のNISA口座に自動的に移行します（非課税保有限度額が成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円になります）。このとき、原則、成人後のNISA口座に移行する旨を通知します。●分配金受取型の投資信託で、分配金が元本払戻金（特別分配金）になる場合、非課税のメリットはありません。●本留意事項は2026年10月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

株式会社北陸銀行　登録金融機関：北陸財務局長（登金）第3号　加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

（2026年10月現在）